

第1回 農業資材審議会

農林水産省 生産局

第1回農業資材審議会

日時:平成13年3月21日(水)

会場:蔵前工業会館 801会議室

時間:10:00~10:25

議事次第

- 1.開会
- 2.委員紹介
- 3.農林水産大臣挨拶・事務局の紹介
- 4.農業資材審議会の説明
- 5.会長互選
- 6.会長代理指名
- 7.分科会に属するべき委員、臨時委員及び専門委員の指名
- 8.議事規則の制定
- 9.閉会

生産資材課長 今日 JR の事故等がありまして、お見えになる御予定の委員でまだ何名かお見えになっていない方もおられますが、定刻でございますので、ただいまから第1回農業資材審議会を開催させていただきたいと思っております。

私、生産資材課長の吉田でございます。本日は御多忙のところ御出席を賜りまして、ありがとうございます。とりあえず事務局として会長選出までの間、暫時進行を務めさせていただきますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

まず初めに、委員の方々の御紹介をさせていただきたいと思っております。私の左手の方から御紹介してまいりますので、御着席のままお願ひしたいと思っております。

阿部亮委員でございます。

石橋晃委員でございます。

伊東正委員でございます。

犬伏由利子委員でございます。

井上眞理委員でございます。

岡村登委員でございます。

岡本嗣男委員は遅れておられます。

小川絵里委員でございます。

尾野村祐治委員でございます。

北原武委員でございます。

児玉洋子委員でございます。

佐々木珠美委員でございます。

渋谷達紀委員でございます。

島田多喜子委員でございます。

清水幸三委員でございます。

鈴木勝士委員でございます。

瀬尾康久委員でございます。

竹内俊郎委員、長尾美奈子委員におかれましては遅れておられます。

中村祐三委員でございます。

前田昌子委員でございます。

本山直樹委員でございます。

横山孝子委員におかれましては遅れておられます。

吉田雅夫委員でございます。

渡邊穎悦委員でございます。

なお、本日は今遅れておられる方以外に岡本修委員、千葉悦子委員、都留信也委員、松尾英章委員、村田利和委員が所用により御欠席となっております。

委員の皆様におかれましては、3月15日付けで農林水産大臣より委員として任命されております。辞令につきましては略式で甚だ恐縮でございますが、本日お手元に配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。また、本日御欠席の委員には改めて郵送させていただくこととしております。

会議を始めるに当たりまして、本来ですとここで農林水産大臣から御挨拶を申し上げるところでございますが、国会等の都合で今遅れてございます。参り次第、御挨拶を申し上げたいと思います。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

私の右手の方から、坂野生産局審議官でございます。

宮永種苗課長は遅れていましてその代理で中川審査室長でございます。

木下飼料課長でございます。

馬場需給対策室長でございます。

澤田農薬対策室長でございます。

ではまず、この農業資材審議会の位置付けにつきまして私の方から簡単に説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料3を見ていただきたいと思っております。

資料3の右側の「旧」というところを見ていただきたいのですが、この審議会は従前の農業資材審議会と農業機械化審議会という2つを1つの審議会に統合いたしまして、その中で農薬分科会、飼料分科会、農業機械化分科会、種苗分科会という4つの分科会を設けて、具体的に申し上げますと農薬取締法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農業機械化促進法、種苗法という資材関係の4つの法律に基づいて審議会にそれぞれ審議する事項が定められております。その定められた事項を処理する審議会として農林水産省設置法第6条第1項の規定によりまして設置されているものでございます。今後、これらの法律に基づく事項につきまして御審議いただくこととなります。

なお、農業資材審議会令第7条第1項によりまして本審議会の定足数は過半数とされておりますが、現在、21名の方に御出席いただいております。過半数を超えておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

それでは、金田農林水産大臣政務官が今お見えになっておりますので、金田農林水産大臣政務官から御挨拶を申し上げます。

農林水産大臣政務官 第1回目の農業資材審議会、重要な審議会だと承っておりますし、また大臣もぜひ出たいと言っていたわけでございますが、大臣が今、参議院の予算委員会でどうしても体が離せませんので、金田英行から御挨拶させていただきます。大臣から俺の挨拶だということでございますので、慎重を期して大臣からの御挨拶を読み上げる形で御挨拶させていただきます。失礼をお許してください。

第一回農業資材審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を御快諾いただきますとともに、御多用中のところ御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

我が国農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全等の多面的な機能を有しております。とりわけ、健康で充実した生活の基礎となる食料について、新鮮で安全なものを安定的に供給することは、国の基本的な責務であります。

こうした役割を担う農業・農村について、「生産」と「消費」との共生という考えの下に、その健全な発展を図ることは、将来にわたり国民が安心して暮らせる豊かな社会を築いていく上で不可欠であると確信しております。

このため、一昨年七月に制定された食料・農業・農村基本法を踏まえ、生産者が誇りと希望を持ち、また、消費者が安心と安全を得られるよう、食料自給率の向上に向けた取組を始め、新たな時代の食料・農業・農村政策を着実に推進してまいりたいと考えております。

このような中、農業生産の立場から見ると、農薬、飼料、農業機械、種苗等の生産資材は、生産性の向上や省力化による農業経営の安定化を図るうえで、極めて重要な役割を果たしております。

また、消費者の立場から見ると、生産資材の安全性の確保を図ることは、安全・安心な農産物の供給に不可欠であります。

本審議会は、中央省庁等改革の一環として、従来の農業資材審議会と農業機械化審議会の機能を統合し、農薬、飼料、農業機械、種苗に関する四つの法律の施行に関する事項を審議するものとして新たに発足するものであります。このため、多岐にわたる審議事項に対して様々な角度から十分な御議論をいただけるよう、旧農業資材審議会、農業機械化審議会に比べまして、より幅広い分野の有識者の皆様に御参加いただいたところであり、委員の皆様におかれましては、こうした趣旨を御理解の上、活発に御議論いただきますようお願いする次第であります。

農政の推進に当たりましては、国民の皆様が何を求めているのか、生産者、消費者、関連産業それぞれの立場の方々は何を考えているのかを正しく理解し、常に現場感覚を持つことが必要であると考えております。委員の皆様方の御議論を通じて、農業資材行政の的確な推進、更には新たな時代の食料・農業・農村政策の確立に向けた国民的合意の形成が図られることを心から祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成十三年三月二十一日

農林水産大臣 谷津 義男

政務官の金田英行でございました。出身は北海道でございまして、一生懸命に農林水産省のために働かせていただきます。どうかよろしく御指導を賜ります。

生産資材課長 金田農林水産大臣政務官におかれましてはこの後まだ別の公務がございまして、ここで失礼させていただきます。

それでは、本日が初めての会合でございますので、まずは本審議会の会長の選出をお願いしたいと存じます。

選出の方法につきましては、農業資材審議会令第4条第1項の規定によりまして委員の方々の互選ということになっておりますが、いかがすればよろしいかお伺いしたいと思います。

委員 僭越でございますが、瀬尾委員をお願いしたいと思いますけれども、御審議願いたいと思います。

生産資材課長 ただいま 委員から瀬尾委員に会長をお願いしてはどうかとの御提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

生産資材課長 特段の御異議がないようでございますので、瀬尾委員に会長をお願いしたいと思います。

では瀬尾委員、恐れ入りますが、会長席の方にお移りいただいて、これから議事をお進めいただきたいと思っております。

(瀬尾委員、会長席に着席)

会長 ただいま会長を仰せつかりました瀬尾でございます。よろしくお願い申し上げます。委員の皆様方の協力によりましてこの審議会を円滑に運営してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これから私の方から議事を進行させていただきます。

まず初めに、農業資材審議会令第4条第3項の規定により会長の職務の代理をする委員についてあらかじめ会長が指名することになっておりますので、私の方から指名させていただきます。

この会長代理は石橋晃委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(石橋委員、一礼)

会長 それでは続きまして、農業資材審議会令第5条第1項の規定により本審議会には4つの分科会を置くこととされておりますが、同条第2項の規定によりそれぞれの分科会に属する委員、臨時委員及び専門委員につきましては会長が指名することになっております。これにつきましては、事務局から案がありましたら配布していただきたいと思っております。

(資料配布)

会長 いかがでしょうか。それぞれの皆さん、御覧になられましたでしょうか。この配布資料でございます案で特段の御意見等はございませんでしょうか。

(発言なし)

会長 それでは、特段の異議もございませんようですので、このとおり指名させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これが最後になるのですが、農業資材審議会令第9条の規定により農業資材審議会議事規則を制定したいと思います。

事務局の方で案を用意しておりますので、この案について説明をお願いしたいと思います。

生産資材課長 それでは、お手元に資料4が配布されているかと思っております。それを御覧いただきたいと思います。

農業資材審議会議事規則(案)と、あとは別紙1、別紙2が後ろに2枚ついてございますが、議事規則(案)はそれほど量がございませんので、読み上げて説明に代えさせていただきます。

農業資材審議会議事規則(案)

(総則)

第一条 農業資材審議会(以下「審議会」という。)の運営については、農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)及び農業資材審議会令(平成十二年政令第二百八十八号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(議事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

2 会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

3 会長は、議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

(議事録)

第四条 議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするすることができる。

2 会長は、議事録又は議事要旨を公開することにより、特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、議事録及び議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができる。

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い又は意見を述べるものとする。

(意見の陳述)

第七条 会長は、適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(分科会及び部会)

第八条 第二条から前条までの規定は、分科会及び部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのはそれぞれ「分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのはそれぞれ「分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(分科会の議決)

第九条 分科会の議決は、審議会の議決とみなす。

(小委員会)

第十条 分科会長又は部会長は、必要であると認めるときは、特定の事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

(委任規定)

第十一条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

以上でございます。

別紙1については、審議会の会議の一般への公開についての取り扱いの詳細でございます。別紙2は議事録の公開についての取り扱いの詳細でございます。御覧いただければと思います。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議会議事規則及び附属の別紙1、2等について何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

委員 この会をみんなは審議会と言っていないで、実際は農材審と言っているわけですね。ですから、第1条の審議会というのはほかにたくさんあるわけです。だから、審議会というよりは農材審と略した方がいいのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

会長 事務局の方としてはいかがでしょうか。

生産資材課長 ここで「以下『審議会』という。」というのは、この審議会議事規則の中での話でございます。ですから、農業資材審議会の中での略称でございます。一般的な外に対しての略称ではございませんので、この農業資材審議会の議事規則の中で読む場合はむしろ「審議会」としておいた方がわかりやすいと思っております。このようにしたのでございますが。

会長 いかがでしょうか。

委員 わかりました。

会長 ほかに御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

会長 それでは、特段の御意見もございませんようですので、この案で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 どうもありがとうございました。それでは、この案をもちまして農業資材審議会議事規則とさせていただきます。

以上をもちまして議事は終了いたしました。この後の予定につきまして事務局よりお願い申し上げます。

生産資材課長 本日は大変ありがとうございました。

この後引き続きまして、15分ほど間がありますが、10時40分から臨時委員の方も交えまして各分科会が開催されます。開催の場所でございますが、この会場は801号室でございます。農薬分科会は1階下の703号室、飼料分科会は同じフロアの803号室、種苗分科会は1階下の701号室、農業機械化分科会は引き続きこの会場で開催を予定してございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

委員 これから分科会に分かれています。いろいろな審議が行われると思うのですが、こういう全体の審議会は今日が最初で最後ですか、それともまだ何回か予定されているのでしょうか。

生産資材課長 今後の予定でございますが、基本的には分科会の決議をもって本会の決議に代えていきたいと思っております。我々が考えていますのは基本的に分科会ですべて運営していきたいと思っておりますが、特段の必要があるということで会長が御判断された場合には開催ということもあろうかと思っております。今のところ、特段この審議会を次回にいつ開催という予定はございません。

委員 わかりました。

会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

(発言なし)

会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会本会は閉会させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。